

別表第1(第4条第3項関係)

1 管理者が掲出を認めない内容及びその基準等

内 容	基 準	参 考 事 例
1 公の秩序又は善良の風俗に反するもの	(1) 不潔・卑猥・煽情的なもので、善良な市民や青少年に有害と認められるもの	・ソープランド ・ストリップ劇場 ・ラブホテル ・キャバレー 等
	(2) 風紀を乱す恐れのある商品やサービス及び性具などに関するもの	・ポルノ雑誌 ・アダルトビデオ ・大人の玩具 等
	(3) 暴力的・残虐的な表現により、見るものに恐怖心を抱かせるもの	・銃火器 ・火薬類 等
	(4) 享楽・迷信(医学・薬学などの現代科学を否定する内容や、迷信に類する非科学的なもの及び民間療法に関するもの)などに関するもの	・男女交際あっせん ・占い、観相 等
	(5) その他、法令に違反するおそれのあるもの	・誇大広告 ・不明確な不動産取引 ・違法な金融業 ・示談屋 ・債権取立業 等
2 美観を害するもの	(1) 駅舎・車両広告と調和しないもの	
	(2) 神戸のイメージダウンにつながるもの	
3 公衆に対して不快の念を与えるもの	(1) 見るものに心理的・生理的不快感を与えるもの	・交通事故や災害等の文書や現場写真
	(2) 激しく光るもの・音を出すもの・臭気を放つもの	・素材の制限
4 その他、会社が不適当と認めるもの	(1) 神戸新交通の乗客誘致の妨げとなるもの	・政党・政治団体に関するもの等 ・主義・主張等意見広告に類するもの ・神戸空港の乗客誘致の妨げになるもの
	(2) 副駅名スポンサーの利益を著しく害するもの	
	(3) 設備上危険と思われるもの	
	(4) あたかも会社が管理しているものであると思わせるような表現または会社が推奨していると思わせるような表現のもの	

※上記4(1)「参考事例」に記載のある「神戸空港の乗客誘致の妨げとなるもの」については、ポートアイランド線での広告で下記①から⑤のいずれかに該当するものをいう。

- ①航空機と対抗する輸送手段にかかる広告で、意匠内容が原色を使うなど派手なもの
- ②空港利用との価格競争をあおるような表現(具体的な価格の表示など)があるもの
- ③航空機と対抗する輸送手段にかかる広告で、いわゆる広告ジャックの形態(同一の駅構内で別表第4に定める広告の掲出場所を複数箇所使用するもの)
- ④航空機と対抗する輸送手段にかかる広告で、別表第4に定める1階～2階エスカレーター横と1階～2階階段横のポスター枠を併用するもの
- ⑤航空機と対抗する輸送手段にかかる広告で、広告主が複数の広告取扱業者に依頼して広告を掲出しようとする場合の掲出期間中、③または④の状態に該当するもの